

19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定に関するQ&A

Q1 なぜ19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について年間収入の要件を変更するのか。また、なぜ配偶者は今回の変更の対象とならないのか。

A 令和7年度税制改正大綱において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から年齢19歳以上23歳未満の親族を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われることとなったことを踏まえ、当該税制改正の趣旨との整合性を図る観点から19歳以上23歳未満の者の被扶養者認定の要件を見直すこととしたもの。なお、配偶者とは、健康保険法等における取扱いと同様、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

Q2 学生であることは要件ではないのか。

A 税制改正における取扱いと同様、学生であることの要件は求めない。あくまでも、年齢によって判断されたい。

Q3 事務連絡中、「当該認定対象者の年間収入の額に係る認定要件以外の取扱いについては従来どおりとなります」とあるが、具体的にはどのような扱いになるか。

A-1 19歳以上23歳未満である認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合

(1) 19歳以上23歳未満である認定対象者の年間収入が150万円未満であって、かつ、被保険者の年間収入の二分の一未満である場合は、原則として被扶養者に該当するものとする。

(2) 前記(1)の条件に該当しない場合であっても、当該認定対象者の年間収入が150万円未満であって、かつ、被保険者の年間収入を上回らない場合には、当該世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときは、被扶養者に該当するものとして差し支えないこと。

A-2 19歳以上23歳未満である認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合

認定対象者の年間収入が、150万円未満であって、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ない場合には、原則として被扶養者に該当するものとする。

Q4 年齢要件(19歳以上23歳未満)についてはいつの時点で判定するのか。

A 所得税法上の取扱いと同様、その年の12月31日現在の年齢で判定する。

例えば、N年10月に19歳の誕生日を迎える場合にはN年(暦年)における年間収入要件は

150万円未満となります。なお、健康保険法等における取扱いと同様、民法(明治 29 年法律第 89 号)の期間に関する規定を準用するため、年齢は誕生日の前日において加算することから、誕生日が 1 月 1 日である者は 12 月 31 日において年齢が加算される点に留意すること。

(参考)

- N-1 年(18 歳の誕生日を迎える年)における年間収入要件は 130 万円未満。
- N 年~N+3 年の間(19 歳の誕生日を迎える年から 22 歳の誕生日を迎える年)における年間収入要件は 150 万円未満。
- N+4 年(23 歳の誕生日を迎える年)以降、60 歳に達するまでの間の年間収入要件は 130 万円未満。

	18 歳 ↓	19 歳 ↓	20 歳 ↓	21 歳 ↓	22 歳 ↓	23 歳 ↓
	N-1 年	N 年	N+1 年	N+2 年	N+3 年	N+4 年
扶養認定	130万円	150万円				130万円

Q5 年間収入が 150 万円未満かどうかの判定については、所得税法上の取扱いと同様に、過去 1 年間の収入で判定することとなるのか。

A 年間収入が 150 万円未満かどうかの判定は従来と同様の年間収入の考え方により判定することとなる。具体的には、認定対象者の過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後 1 年間の収入を見込むこととなる。

Q6 12 月 31 日現在の年齢が 22 歳である年(暦年)の翌年においては年間収入 130 万円未満かどうかにより被扶養者の認定を行うこととなるのか。

A お見込みのとおり

Q7 今回の取扱いを踏まえ、被扶養者の削除の届出の取扱いに変更はあるか。

A 被扶養者の削除の届出の取扱いに変更はない。